慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	護持院百姓門訴の判決（社会経済史資料紹介）
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.2 (1936. 2) ,p.249(95)- 258(104)
JaLC DOI	10.14991/001.19360201-0095
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360201-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

約するに、議會の協贊を經て商務院を設立し、之れに國家收入に關する全部の管理權を委ね、而して法律、規定、遺言若しくは其の他の方法によつて相續せらるゝ總べての地所、地代、家屋、貨幣、財貨又は家財の價値の四十分の一、(ibid., p. 6.)、賣却若しくは讓渡せられたる總べての地所、地代、家屋又は船舶、並びに公の競賣によつて賣却せられたる總べての他の家財の價格若しくは價値の四十分の一、(ibid., p. 7.)、此の王國に於いて生産せられたる總べての製造品並びに鹽魚若しくは乾魚の價値の四十分の一、(ibid.)、元の僧正領の地所、地代及び所得、郵政廳、荒蕪地、及び王室の不定收入、並びに總べての罰金、沒收物及び科料、(ibid.)、訴訟によつて請求し得たる全金額、若しくは金錢以外なる財貨の全價値の二十分の一、(ibid., p. 8.)、總べての救貧的若しくは慈善的寄附、(ibid.)、國內に於いて消費せらるゝ總べての穀物の十分の一、(ibid.)等は悉く其の管理の下に置かる可きである。商務院は國庫を支配し、國家の經費を管理す可きものである。而して斯くの如くして吸收せられた金額は何れも皆商業及び産業振興の爲めに使用せられる。先づ同院評議員の俸給として十分なる高を引き去つた後、同院は貧民を使傭し、懶惰を防止するが爲めにあらゆる資料及び原料を購入し、仕事場を建設し、國立穀庫を創立し、鑛山を改良し、鑛産物を增加し、漁業をしてジェームズ一世治下の如き繁盛なる狀態を恢復せしめ、道路、橋梁、港灣を修築し、貨幣の利子を減少せしめ、有害なる獨占を廢止し、秤量尺度を規制し、詐欺破産を處罰し、正直なる債務者を釋放し、總べての乞食及び浮浪の徒を逮捕し、關稅を改革して、甚しく衰頽の狀態にある外國貿易を振興す可きものである。ニコルソン等は此の「提案」が無效に歸したと記してゐるが、(Nicholson, op. cit., ed., 1901, p. 175.)、固より其の全部が悉く採用せらるゝことは不可能であつたにしろ、當時の蘇國議會は廣く之れを採用せるの事實が存してゐる。

護持院百姓門訴の判決

（社會經濟史資料紹介）

野村兼太郎

護國寺領、武藏國荏原郡蒲田村の百姓百人あまりが、江戸護持院へ檢見のことに關して門訴をなした。この事件の判決は文政五年四月廿七日に下つてゐるが、事件はその前年文政四年の秋頃であつた。强訴を百姓一揆の中へ加へることには多少の疑問もあるが、兎に角正規の手續を踏まずして、領主に徒黨を組んで請願することは重罪であるから、敢てこれを犯さんとするに至つたことは、少なくともその農村にとつて死活の問題であつたと見てよからう。

蒲田村、即ち北蒲田村は「新篇武藏國風土記稿」卷之四十一（日大日本地誌大系」本第六卷二五八頁以下）に據れば、家康入國以來御料所であつて、正保の頃は伊奈半十郎支配であつたが、元祿年中に江戸大塚護國寺に寄附されたものであると云ふ。

騷動の原因はその年旱損が甚しかつたので檢見を願つたところ、領主から取締役を命ぜられてゐた齋藤豐治郎事宇右衞門なる者が檢見もせずに不當の處置をしたことから起つたのである。しかし後に揭ぐる判決申渡書に依つて

推察し得られるやうに、この齋藤豐治郎なる者が平常から百姓に對して不遜であり、壓迫的であつたことが、常々百姓達の不平となつてゐたやうである。

元來この豐治郎事宇右衞門は同じく護國寺領の蒲田新宿村の名主武兵衞の次男であつた。蒲田新宿村は元來蒲田村の一部をなしたもので、前掲「新篇武藏國風土記稿」には次ぎの如く記してある。

「新宿村は、もと今の北蒲田の地を合せて一村なり、共頃はすべて蒲田村と唱へしに、いつの頃よりか分ちて二村とす、それより北蒲田、蒲田新宿と唱へを分てり、それも正保の頃は已に二村に分ちしこと、國圖等にも見えたれば、それよりは古き世のことなり、相傳ふ今の北蒲田の內小名古町田と云所に、人家並びたてりしにより町と唱へしに、其人家當村の地へうつり住しによりて、新宿の名おこれり、町と宿とは大低意も近ければ、新町といはずしてたまたま新宿と唱へしなるべし、然るに蒲田新宿といへば、二村のごとく聞ゆる故、明らかに分てるため後又蒲田の二字を省けりと云」

この書に依れば蒲田新宿村と云はずに、單に新宿村と稱したやうにも思はれるが、それは單に通俗にさう云つたのみで、實際は蒲田新宿村が正しい稱呼であつたのであらう。同書は文化七年に稿を起し、文政八年に完成したものであるが、文政九年の今問題とせる文書には一ケ所も新宿村と記せるところはない。何れも蒲田の二字を冠してゐる。恐らく同書の調査誤りであらう。序でに附記して置く。

蒲田新宿村の名主の次男に生れた彼は同國宮內村の百姓に入婿となり、宇右衞門と改名した。ところがその際實家の人別帳から名前を除かず、豐治郎の名を殘して置いた。そして間もなく名主役を繼いだ兄の新五郎が病身であつたので、兄に代つて豐治郎事宇右衞門が萬事取行なつてゐた。兄新五郎が隱居し、その子久太郎事武兵衞が名主見習となつた後も、彼が萬事やつてゐた。しかし單なる名主の後見では他の百姓に對して威權が示されないので、地頭へ願つて取締役となり、又苗字帶刀を許されたと稱し、齋藤豐治郎と名乘つてゐたのである。

彼が代官その他に取入つて種々不正のことをなしてゐたことは、次ぎに紹介する文書の中にも現れてゐるが、當時この程度の不正行爲はかなりあつたのではなからうか。豐治郎の場合には門訴のやうなことを惹起したために暴露したが、人別帳を取締つたり、權威を得んがために苗字を濟稱したり、（この場合の如きは實際は內許を得てゐたのかも知れない）これ等の行爲は屢〻行はれたものであつたと思はれる。

上述のやうな事情が兼〻百姓達の反感を買つてゐた。又蒲田新宿村は北蒲田村から見れば出村のやうなものである。その出村の名主の次男が、假令取締役であるとは云へ、本村の者を壓迫するのに對し憤慨せざるを得なかつたのであらう。終に村內の八幡の境內に至り、神前の太鼓や鰐口を敲いて村民を集め、終に江戶へ門訴する相談に及んだものである。この八幡社は今の蓮田神社と呼ばるゝものであらう。かくて前述の如く多數の百姓が個々に江戶に出て、護持院の門前に集合し强訴したものである。事件は寺領に關するものであるから、寺社奉行の掛りで、當時の奉行水野左近將監に依つて、次ぎの如き判決を受けたのである。しかし事件の發頭人であつた北蒲田村の百姓長治郎が中追放、齋藤豐治郎は江戶構ひ、その他關係者何れも所罰されてゐるが、肝心の免租のことは如何解決したのか一向に記されてゐない。これでは事件の結末が明瞭にならぬが、恐らく地頭の方で多少の減免を認めたのであらう。裁許の文書全文は次ぎの如くである。

「差上申一札之事

護國寺領武州蒲田村之もの共、捻見願之儀ニ付、護持院へ門訴致ゐ一件當

御奉行所ゟ差出ニ相成、再應御吟味之上、左之通被仰渡ゟ、

一長治郎儀旱損ニ付、定免通年貢相納、檢見之儀村役人を以相願ゟ處、乗而地頭ゟ取締役申付置ゟ齋藤豐治郎事、宇右衞門、村役人立會下見致ゟ上、年貢米之内百俵引方、又ゟ外ニ七拾俵貸米ニ可致、檢見ゟ容易ニ難相成段、地頭役人申渡ゟ由村役人共申聞、檢見も不致、右躰之引方ニ而ゟ難澁ニゟ迚、地頭ゟ直訴可致旨發言致シ、市左衞門、久七、又右衞門申合、村内八幡境内ゟ罷越、村方之もの共を呼寄ゟ砌り、神前之太鼓、又ゟ鰐口を敲ゟもの有之、其場ゟ集ゟもの共ゟ門訴可致旨重立相勸メ、村役人共差留ゟをも不取用、江戸表ゟ罷出、護持院門前ゟ大勢相詰ゟ段不埒ニ付、申追放被仰付ゟ、

但御搆場所徘徊致間舗ゟ

一市左衞門、久七、又右衞門儀、旱損ニ付檢見之儀相願ゟ處、取締役齋藤豐治郎事宇右衞門、下見致ゟ上、年貢米之内、百俵引方、又ゟ外ニ七拾俵貸米ニ可致、檢見ハ容易ニ難相成段、地頭役人申渡ゟ由、村役人共申聞、檢見も不致、右躰之引方ニ而ゟ難澁ニゟ迚、地頭ゟ直訴可致旨發言致シ、同人一同村内八幡境内ゟ罷越、村方之もの共を呼寄ゟ砌り、神前之太鼓、又ゟ鰐口を敲ゟものも有之、其場ゟ集ゟもの共ゟ門訴可致段、長治郎倶ニ申勸、村役人差留ゟをも不取用、江戸表ゟ罷出、護持院門前ゟ大勢相詰ゟ段不埒ニ付、三人共手鎖被仰付ゟ、

一北蒲田村百姓九拾八人儀、旱損ニ付檢見相願ゟ而も、地頭ニおゐて聞濟無之、難澁之由ニ付、長治郎、久七、市左衞門、又右衞門等申合、百姓共を村内八幡境内ゟ呼集ゟ節、神前太鼓、鰐口を敲ゟものも有之、長治郎重立、門訴可致旨申勸、檢見無之ゟ而ゟ難澁ニゟ迚、村役人とも差留ゟをも不取用、江戸表ゟ罷出、護持院門前ゟ相詰ゟ段不埒ニ付、九拾八人ゟ過料錢三拾貫文被仰付ゟ、

一佐七郎、三右衞門、七郎兵衞、源左衞門、善六、治右衞門、源兵衞義、旱損ニ付檢見之儀相願、取締役齋藤豐治郎事宇右衞門下見致ゟ節立會ゟ上ゟ、檢地帳、名寄帳等ゟ義突合取調可申處、年來定免村ニ而、檢見之仕方不案内之儀、殊ニ差掛リゟ事故、凡ニ取調ゟ樣、豐治郎事宇右衞門申聞ゟ迚、及見ゟ趣を以、反別等相違之帳面を仕立差出ゟ段、等閑之至、其上定免村ニゟ容易ニ檢見ハ難成、年貢米之内百俵引方、又ゟ外ニ七拾俵貸米ニ可致旨、地頭役人申渡、其段小前百姓共ゟ申聞ゟ而も難澁之由申立ゟ上ゟ、如何樣ニ義申宥取斗方も可有之處、地頭ニ而右躰申渡ゟ上ゟ致方無之旨申聞、既ニ百姓長治郎重立、村方八幡境内ゟ集ゟ節、神前之太鼓鰐口を敲ゟものも有之、村役人差留ゟ而も不取用、江戸表ゟ罷出、護持院門前ゟ大勢相詰ゟ仕義ニ相成ゟ段、旁不埒ニ付、佐七郎ゟ過料錢五貫文、三右衞門、七郎兵衞、源左衞門ハ同三貫文ツヽ、被仰付ゟ、善六、治右衞門、源兵衞儀ハ急度御叱リ被置ゟ

一豐治郎事宇右衞門義、護國寺領武州蒲田新宿村名主武兵衞次男ニ而、先年同國宮内村藤右衞門離縁跡ゟ入夫ニ相成、宇右衞門と名を改、百姓相續致ゟ上ゟ、其節實家之人別ゟ可相除所、間も無く兄新五郎名主役ニ相成、病身ニ付同人代ニ相成、内外世話致ゟ迚、蒲田新宿村人別ニも豐治郎と書加へ置、其外介抱人之名目ニ而も、村方之取用も不宜、往ゝ苗字帶刀も可致旨、甥久太郎事武兵衞名主見習ニ相成ゟ後、万事豐治郎心添致ゟ故、同人ゟ相應之役義申付呉ゟ樣、兄新五郎ゟも願出取調、同人ゟも申聞ゟゝハ乍申、右願書を地頭ゟ差出、取締役ニ相成ゟ後、苗字帶刀之儀をも品能申立、聞濟有之ゟ迚、齋藤豐治郎と名乘帶刀致、剩蒲田新宿村之もの共ニハ甥武兵衞一同を相手取可及出訴趣及承リ、御料所百姓ニ而寺領之取締役相勤、帶刀致ゟ儀及露顯ゟ而ゟ申譯無之ゟ迚、代官鈴木德右衞門ゟ内ゝ申談、取締役ニ相成ゟ以來、地頭役所ゟ納置ゟ人別帳ゟ、當時宮内村住居之趣書入致置、

地頭吟味之節品能申立、或ハ護國寺領之もの共撿見相願ハニ付、下見致ハ樣、地頭ゟ申付ハハヾ、念入可取調處、蒲田新宿村庄五郎其外之もの共所持之田方内見之節、爲立合も不致故見落有之趣申立ハ次第ニも相成、既ニ北蒲田村旱損場之儀も、反別等相違之帳面取調差出ハ上ハ、更ニ見落ハとの申分ハ難立、等閑之取斗、旁不屆ニ付、江戸拂被仰渡ハ、

但御搆場所徘徊致間敷旨被仰渡ハ

一新五郎儀、親武兵衛名主役之節、弟豐治郎事宇右衛門を同國宮内村藤右衛門離縁跡ハ入夫ニ差遣ハ上ハ、其節實家之人別ハ可相除處、間も無く新五郎名主役ニ相成、病身ニ付、内外共ニ弟ハ爲任置ハ迚、蒲田新宿村人別帳ハも書加ヘ置、武兵衛悴久太郎事武兵衛名主見習と相成ハ後も、万端豐治郎事宇右衛門ハ爲任置ハ迚、同人ハ相應之役申付呉ハ樣、新五郎ゟ之願書も宇右衛門取調、地頭ハ差出ハを差留も不致、既ニ地頭ゟ取締役申付ハ義、尚又品能申立、新五郎連名之願書差出、兩人とも苗字帶刀被差免ハ迚、宇右衛門ハ齋藤豊治郎ゟ名乘帶刀致、新五郎ハ其後間も無く隱居致、帶刀ハ不致旨申立ハ得共、右始末不埒ニ付、過料錢五貫文被仰付ハ、

一蒲田新宿村年寄共儀、先名主新五郎弟豐治郎事宇右衛門、宮内村藤右衛門離縁跡ハ入夫ニ相成ハ後も、引續實家之人別ハ加置ハ段ハ、前々村役人之取斗ニ而不相辨、實家之儀ニ付内外世話致ハ儀ゟ心得ハ得ハ、新五郎ゟ願上、取締役ニ相成、苗字帶刀被差免ハを、如何之義共不心付罷在、且田方旱損ニ付、豐治郎ニ下見致ハ樣、地頭ゟ申付、一同立會之上ハ、同人並名主武兵衛を兼而相手取及出入ハもの共、田方も有之儀ニ付、地主をも爲立會可申處、無其心付も、豐治郎事宇右衛門任取斗置ハ段、不念之至、旁不埒ニ付、一同急度御叱リ被置ハ、

一宮内村名主年寄共儀、村内百姓豐治郎事宇右衛門ハ護國寺領同國蒲田新宿村先名主新五郎弟ニ而、先年村内藤右衛門離縁跡ハ、入夫ニ相成ハものニハ處、實家之人別帳ハも書加ハ置、其上地頭ハ品能申立、宇右衛門儀取締役ニ相成、苗字帶刀被差免、齋藤豐治郎ゟ名乘ハをも不存罷在ハ段、ふ念ニ付名主ハ急度御叱リ、年寄共ハ御叱リ被置ハ、

一鐵五郎、彦兵衛義、年貢引方之儀ニ付、ふ束之儀申立、差越願等致ハ段ハ不埒ニ付、急度も可被仰付處、心得違之趣相辨、地頭ハ差出置ハ願書下ケ之儀相願ハ間、御宥免を以、御咎之御沙汰ニ不被及段被仰渡ハ、

一友右衛門外五人之もの共ハ不埒之筋も無之無御搆旨被仰渡ハ、

一蒲田新宿村名主武兵衛儀ハ御吟味中、病死致ハ間、其旨可存段仰渡ハ、

右被仰渡之趣一同承知奉畏ハ、且過料錢之儀ハ三日之内、當御奉行所ハ可相納旨被仰渡、是又承知奉畏ハ、若相背ハハハ、重科可被仰付ハ、仍而御請證文差上申處如件、

護國寺領

武州荏原郡北蒲田村

百姓　長治郎

市左衛門

久七

又右衛門

百姓九拾八人惣代

文政五午年四月廿七日

善左衛門
戸右衛門

名主治郎右衛門幼年ニ付
後見佐七郎
年寄七郎兵衛源左衛門
右兩人代兼三右衛門
百姓代善六、治右衛門
右兩人代兼源兵衛

領

同州蒲田新宿村
名主久太郎事武兵衛親新五郎親類
百姓代
喜右衛門弟平藏
年寄喜兵衛、要藏、治郎右衛門、武左衛門
右惣代喜兵衛
要藏
同村百姓代惣五郎

百姓兵左衛門、友右衛門、藤右衛門、茂右衛門
右惣代友右衛門
同村百姓代又右衛門悴
鐵五郎

百姓彦兵衛

中村八太夫御代官所
同國橘樹郡宮内村
百姓豐治郎事
宇右衛門
同村名主年寄惣代
名主明平

中村八太夫御代官所
武州橘樹郡宮内村
百姓豐治郎事
宇右衛門

御構之場所

品川木戸内

深川入口ゟ

本所同斷

千住同斷

江戸町掛り

武藏國　橘樹郡　宮内村

荏原郡　蒲田新宿村

蒲田村

右ゟ御構之場所住居致るから須もの也

文政五午年四月廿七日

左

右ゟ寺社御奉行　水野左近將監樣御懸リニ而、去已ノ秋ゟ出入御吟味ニ相成、當午四月廿七日御裁許ニ相成ゟ」

（昭和十一年一月十八日稿）

發明の社會學

藤林敬三

一

私が此處に紹介しやうとするものは「發明の社會學」と題せられる左の一小著作である。

S. C. Gilfillan; The Sociology of Invention, An essay in the social causes of technic invention and some of its social results; especially as demonstrated in the history of the ship. A companion volume to the same author's Inventing the Ship, Folett Publishing Co., Chicago, 1935, xiii+185 pp.

本書は發明の社會學、從つて技術の社會學的研究であると見做さるべきものであり、著者のこの科學的企圖は、發明從つて技術的進歩が單に自然科學と産業上の實踐に於ける發達に因る許りではなく、社會的諸要因と社會的諸制度に因由するものであり、またそれは單に經濟的な方面許りではなく、廣く社會的諸結果を齎すものであると云ふ見解に基礎づけられてゐる。短言すれば、その謂ふ社會學的研究とは技術的進歩の社會的諸原因と諸結果とを明かにするにある。しかも著者の自負する所に依れば、この發明の原因と結果とに關する社會的諸方面の關心は一般的であり、從つて既に發明の社會學に關する要求が存してゐたと見られるにも拘らず、「未だ何れの國に於いてもこ